

平成21年1月5日

盗難通帳、インターネットバンキングによる預金等の  
不正な払戻し被害への補償対応について

水沢信用金庫

水沢信用金庫（理事長 及川 富美人）では、平成20年2月20日に全国信用金庫協会により公表された申し合わせ「預金等の不正な払戻しへの対応について」を踏まえ、個人のお客さまの盗難通帳・インターネットバンキングによる預金等の不正な払戻しの被害について、預金者保護法における偽造・盗難キャッシュカード被害補償の対応に準じ、平成21年1月5日（月）より補償を行うこととしましたので、お知らせいたします。

くわしくは「[預金等の不正な払戻し被害が発生した場合の補償について](#)」をご覧ください。

今後とも、安心して当金庫をご利用いただくための取り組みを一層強化していくとともに万一お客さまが被害に遭われた場合は、預金者保護法の趣旨を踏まえ、お客さまの立場に立って対応してまいります。

不正な払戻し被害に遭われた場合は、口座のご利用やサービスを停止いたしますので、速やかに下記へご連絡ください。

なお、キャッシュカード、通帳等の盗難・紛失の場合にも速やかに下記へご連絡ください。

平日：8時30分～17時30分	お取引店 <a href="#">店舗一覧はこちら</a>
平日の上記時間以外と土日祝日	盗難紛失受付センター 0120-793-714

以上